

平成29年(ワ)第125号・第535号, 平成30年(ワ)第468号
安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 阿部 裕 外224名(平成29年(ワ)第125号事件)

原告 上田 優美子 外 33名(平成29年(ワ)第535号事件)

原告 芥川 仁 外 19名(平成30年(ワ)第468号事件)

被告 国

準備書面(21)

—新安保法制下でいっそう進む日米の軍事的一体化と「専守防衛」の逸脱,
戦争に巻き込まれる具体的危険と国民生活の犠牲等—

2020(令和2年)年2月4日

宮崎地方裁判所 民事第2部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 後 藤 好 成

同 松 田 幸 子

同 久保山 博 充

同 江 原 健 太

同 山 田 秀 一

外24名

目次

第1	はじめに	5
第2	日本の防衛政策を転換するガイドラインとその実施のための新安保法制法	5
1	日米の戦争軍事マニュアル「ガイドライン」の策定と改定.....	5
(1)	戦争軍事マニュアルのガイドライン	5
(2)	2015年改定前のガイドライン	6
(3)	2015年ガイドライン	6
(4)	平成26年版中期防衛力整備計画（中期防）	7
2	ガイドライン実施のための新安保法制法	8
(1)	2015年ガイドラインと新安保法制法.....	8
(2)	統合幕僚監部作成文書で示された新安保法制法とガイドラインの緊密な関係	8
第3	専守防衛を逸脱する2018年防衛計画の大綱	9
1	防衛大綱.....	9
(1)	防衛大綱について.....	9
(2)	防衛大綱の変遷	10
(3)	安倍政権下での2回目の大綱となる18大綱	11
2	専守防衛を逸脱する18大綱	12
(1)	はじめに	12
(2)	「専守防衛」の書きぶりの微妙な変化.....	12
(3)	攻撃型兵器の保有.....	13
ア	「いずも」の空母化.....	13
イ	長距離ミサイル群.....	14
(4)	18大綱，中期防で解禁される「敵基地攻撃」	16
第4	新安保法制施行後の自衛隊.....	17

1	南スーダンPKO	17
2	シナイ半島への陸上自衛隊幹部派遣	20
3	米艦・米航空機防護, 洋上給油.....	21
4	海上自衛隊の南シナ海進出.....	23
5	進化・深化する日米共同訓練	24
	(1) 「充実」する実戦的な日米共同訓練.....	24
	(2) 日米合同訓練.....	25
6	第4次アーミテージ・レポート.....	30
7	自衛隊基地の米軍基地化の動き～宮崎・新田原基地も対象に.....	31
第5	米国製武器の爆買いと犠牲になる国民生活	32
1	はじめに.....	32
2	米国に一方的に有利なFMSで高値で買わされている使えない武器	33
	(1) 有償武器援助契約 (FMS)	33
	(2) FMSで購入している‘高値の使えない武器’	35
	ア グローバルホーク	35
	イ F35Bステルス戦闘機.....	35
	ウ AAV7	38
	エ オスプレイ	38
	オ イージス・アショア	39
3	増大する防衛関係費の犠牲になる国民生活.....	43
	(1) はじめに.....	43
	(2) 安倍政権のもと削られ続ける社会保障費.....	43
	(3) OECD調査で教育に対する公的支出割合が最下位の日本.....	44
	(4) 新安保法制のもと急増する武器の‘爆買い’が国民生活を犠牲にする	45
第6	広がる基地被害.....	46

1	はじめに.....	46
2	相次ぐ部品落下事故, 墜落事故, 不時着・緊急着陸の危険性.....	46
	(1) 相次ぐ部品落下事故, 墜落事故, 不時着, 緊急着陸.....	46
	(2) 欠陥機オスプレイの配備の強行.....	49
	(3) 子どもの学習権侵害.....	50
第7	戦争ができる国づくり.....	51
1	はじめに.....	51
2	軍需産業の育成強化.....	51
3	防衛整備庁の発足.....	51
4	武器輸出解禁と国際開発の推進.....	52
	(1) 武器輸出解禁.....	52
	(2) 日本の軍事産業の育成・強化についてのジレンマ.....	52
	(3) 武器見本市.....	53
5	科学・技術の動員／軍学共同路線.....	54
第8	おわりに.....	54

第1 はじめに

原告らは、原告ら準備書面（6）、（8）、（10）、（12）、（16）、（18）、（20）において、報道資料を引用しながら、新安保法制下において、日米の軍事的一体化が進み、新田原基地を含む各地の基地で被害が広がり、日本の防衛予算が膨張して国民生活に犠牲を強い、原告らの権利が日々侵害され続けていることを具体的に明らかにしてきた。

ガイドラインの策定と改定、その下で進められてきた日米共同演習と共同作戦計画の策定、これらを反映した防衛計画大綱と国内防衛法制の制定・改正は、日米同盟の強化と日米軍一体化を一貫して進めてきた歴史である。

そして2018年12月18日に閣議決定された18年大綱は、従前日本が基本方針に据えてきた専守防衛政策を事実上放棄する深刻な内容を含む。

本書面では、日本の安全保障政策の変化、新安保法制下でいっそう進む日米の軍事的一体化と自衛隊の変貌、基地被害、国民生活への影響等についてまとめて述べる。

（なお、上記各準備書面で引用済みの報道資料の書証番号摘示は省略する。）

第2 日本の防衛政策を転換するガイドラインとその実施のための新安保法制法

1 日米の戦争軍事マニュアル「ガイドライン」の策定と改定

（1）戦争軍事マニュアルのガイドライン

日米安保条約に基づく防衛協力の具体的在り方、具体的役割分担は、いわば‘戦争軍事マニュアル’というべき「日米防衛協力の指針（ガイドライン）」という名の合意文書にまとめられ、履行されてきた。

1978年11月に初めて策定されたのち（78年ガイドライン）、1997年9月に改定され（97年ガイドライン）、2014年7月の集団的自衛権行使容認の閣議決定の後、新安保法制法案を国会に上程する前の2015年4月に2度目の改定がなされた（2015年ガイドライン）。

(2) 2015年改定前のガイドライン

78年ガイドラインは、日本に対する外部からの直接的脅威は考えられないという前提で「専守防衛」の範囲内であったと言える。

97年ガイドラインでは、日米の防衛協力を3段階に分けて想定し、「未然=平素」「日本有事」「周辺有事」との項目が設けられた。安保条約6条の「極東」の中に「周辺事態」が取り込まれ、1999年5月に制定された周辺事態法（正式名称「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」）制定の先取りとなった。

(3) 2015年ガイドライン

そして2015年ガイドラインでは、その3段階の仕切りが取り払われ、冒頭に以下の文章が設けられた。

「平時から緊急事態までのいかなる状況においても日本の平和及び安全を確保するため、また、アジア太平洋地域及びこれを超えた地域が安定し、平和で安定したものとなるよう、日米両国間の安全保障及び防衛協力は次の事項を強調する。

- ・切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
- ・日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
- ・政府一体となつての同盟としての取り組み
- ・地域及び他のパートナー並びに国際機関との協力
- ・日米同盟のグローバルな性質

2015年ガイドラインは、平時から緊急事態まであらゆる状況において、「切れ目のない」緊密な日米共同の軍事的協力を具体的に合意し、宇宙及びサイバー空間にも及んで、アジア・太平洋地域及びこれを超えた全世界に及ぶ日米同盟を形成しようとするものであり、日本及び極東の平和と安全の維持に寄与することを主眼としてきた日米同盟の本質を根本的に転換するものとなった。

すなわち、2015年ガイドラインは、米国又は第三国に対する武力攻撃に対処す

るため、日米両国が当該武力攻撃への対処行動をとっている他国とも協力することを取り決め、集団的自衛権に関しては、自衛隊が、機雷掃海、艦船防護のための護衛作戦、敵に支援を行う船舶活動の阻止及び後方支援を行うこと等を具体的に定めた。また、これまでの「周辺事態」にとどまらず「日本の平和と安全に重要な影響を与える事態」への対応、及びアジア・太平洋地域を越えたグローバルな地域の平和及び安全のための対応として、自衛隊と米軍が、実行可能な限り最大限協力するとし、後方支援を行うこと等を定めたものであった。

これは、日米安全保障条約の範囲すらも超えて（「アジア太平洋地域及びこれを超えた地域」「日米同盟のグローバルな性格」などの文言が示すように、日米の協力の範囲が日本の防衛を大きく超えて全世界に及び、安保条約5条の「日本国の施政の下にある領域」とか、同6条の「極東における国際の平和及び安全の維持」といった地域的概念が完全に放擲されている。）、日米の協力を全面的なものとし（「切れ目のない柔軟かつ実効的な日米共同の対応」により、自衛隊と（世界最強の軍隊である）米軍との編成・装備・作戦等の一体化を進めるということである。）、従前憲法の制約のもと許されないとされてきた自衛隊の海外での武力行使へ道を開くものであった。これまでの日本の安全保障政策を根本的に転換するような見直しを、国民にほとんど情報を知らせることのないまま政府間で合意し、その後国会での成立が強行された新安保法制法を先取りして既成事実化しようとするものであった。

こうして、自衛隊は、防衛協力の名のもと、米軍が全世界で行っている軍事作戦行動に、いつでも、どこでも全面協力する・相乗効果を図ることが想定されることとなった。

（４）平成26年版中期防衛力整備計画（中期防）

2015年ガイドライン改定に向けた動きに呼応し、2013年12月に発表された平成26年版中期防（平成26年度～平成30年度）においては、すでに、陸自全部隊を指揮する統一作戦司令部としての「陸上総隊」の創設が盛り込まれている。

2012年から、米国第1軍団が、アジア太平洋地域での新たな統合任務部隊体制の強化へ向けて役割を移行してきたのに伴い、自衛隊の第1軍団との司令部機能の一体化を図るためであり、これにより、陸海空のすべての部隊で、米軍の合同・統合任務部隊司令部の指揮下での、日米共同作戦態勢が完成することになり、自衛隊が米軍のインド・アジア太平洋地域での軍事体制に組み込まれていくことになった。

2 ガイドライン実施のための新安保法制

(1) 2015年ガイドラインと新安保法制

新安保法制は、この2015年ガイドラインを実施するために、成立が強行されたものといえる。

すなわち、新安保法制法案が閣議決定され国会に提出されたのは2015年5月15日であるところ、2015年ガイドラインが合意されたのは、これに先立つ同年4月27日であり、そして、その2日後の4月29日に、安倍晋三首相は、米連邦議会において演説をし、その中で以下のように述べた。

「日本はいま、安保法制の充実に取り組んでいます。実現のあかつき、日本は、危機の程度に応じ、切れ目のない対応が、はるかによくできるようになります。

この法整備によって、自衛隊と米軍の協力関係は強化され、日米同盟は、より一層堅固になります。それは地域の平和のため、確かな抑止力をもたらすでしょう。

戦後、初めての大きな改革です。この夏までに、成就させます。(中略) それこそが、日米防衛協力の新しいガイドラインにほかなりません。」

この演説は、新安保法制が2015年ガイドラインを実行する(対米約束)ための国内法であることを、明白に示している。

(2) 統合幕僚監部作成文書で示された新安保法制とガイドラインの緊密な関係

また自衛隊統合幕僚監部は、新安保法制制定前に、「日米防衛協力の指針(ガイドライン)及び平和安全法制関連法案について」と題する文書を作成しており、それが

国会で暴露された（参議院特別委員会 8月11日 甲 A41 16頁以下）。

この文書の冒頭には以下のように書かれている。

「ガイドラインの記載内容については、既存の現行法制で実施可能なものと、平和安全法制関連法案の成立を待つ必要があるものがあり、ガイドラインの中では、これらが区別されることなく記載されています。

B節（引用者注：日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処）は、前ガイドラインの「周辺事態」に対応する部分であり、平和安全法制で言うところの「重要影響事態」に関連する部分です。平和安全法制との関連性のある部分です。

D節（引用者注：日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動）は、我が国の集団的自衛権の行使に関連する部分であり、本ガイドラインで新規で盛り込まれております。これも平和安全法制と関連性のある部分です。

第5章（引用者注：地域の及びグローバルな平和と安全のための協力）は、国際的な活動における協力等についてであり、本ガイドラインでは一つの章として記載されています。この章も平和安全法制との関連性があります。」

このように2015年ガイドラインには、新安保法制法で初めて盛り込まれることとなった「重要影響事態」「集団的自衛権」「後方支援」などについて、ガイドラインと新安保法制法との緊密な関係が示され、しかも、未だ新安保法制法が成立していない段階において、その成立を先取りする形で、自衛隊が米軍との協力の中で実施することが合意されていたのである。

第3 専守防衛を逸脱する2018年防衛計画の大綱

1 防衛大綱

(1) 防衛大綱について

「防衛計画の大綱」（防衛大綱）は、日本における安全保障政策の基本的指針で、

概ね10年後までを念頭に置き、中長期的な視点で日本の安全保障政策や防衛力の規模を定めたものである。1976年に閣議決定された最初の76大綱を含め、これまで6回閣議決定され、施行されてきた。大綱に基づき、5年ごとの具体的な政策や装備調達量を定めた中期防衛力整備計画（中期防）が策定される。

（2）防衛大綱の変遷

76大綱は、高度成長期を迎えた日本で防衛費が右肩上がりが増えていた時期、どこまで自衛隊は大きくなるのかとの国民の不安に答えるかたちで、別表に隊員数や武器の量のいわば‘上限’が記載された。大綱のスローガンは「基盤的防衛力構想」で、「独立国としての必要最小限の基盤的防衛力を保有」することとされていた。

76大綱は20年間の長きにわたって維持された。

1991年ソ連が崩壊し、クウェートに侵攻したイラクを米軍を主力とする多国籍軍が排除する湾岸戦争が起こった。日本は湾岸戦争後のペルシャ湾に海上自衛隊の掃海艇6隻を派遣、1992年6月には自衛隊の海外派遣を柱とする国連平和維持活動（PKO）協力法が成立し、施行とともに陸上自衛隊600人の隊員がカンボジアPKOへ派遣された（1993年にはさらに600人派遣）。米国が1995年、「東アジア戦略報告」をまとめ、アジア太平洋における米軍のプレゼンスが不可欠と強調すると、当時の防衛庁は同年、日本周辺の地域や国々で起こる有事、すなわち「周辺事態」の概念を盛り込んだ95大綱をつくり、日米安保態勢の強化を唱えた。95大綱は、「基盤的防衛力」構想を基本的に踏襲しながら、「存在する自衛隊」は、米国の要請を受けて、「地域の安定に寄与」する「機能する自衛隊」へ転換していく。

2001年米国で同時多発テロが起こり、米国が報復としてアフガニスタンへの攻撃を開始。日本は「テロ対策特別措置法」を制定してインド洋に海上自衛隊の補給艦を派遣し、9年間にわたり米軍をはじめとする他国軍艦艇に燃料を洋上補給した。2003年には米国がイラク戦争を始め、日本政府は「イラク特別措置法」を制定し、陸上自衛隊をイラクに2年半、航空自衛隊をクウェートに5年間派遣した。「国連職

員や国連物資を中心に運ぶ」との当初の政府の説明に反し、実際には米兵を中心に空輸していたことが判明し、後に名古屋高裁が「憲法違反」と断じる。この「憲法違反」とされた米兵空輸のような「戦闘地域における米軍の後方支援」が、今回の新安保法制によって可能となったのである。この2つの戦争を通じ「テロとの戦い」を本格化させていく米国を支援するため、「多機能・弾力的防衛力」をスローガンに04大綱が策定された。

2008年に民主党政権が誕生し、安全保障の在り方も見直すとして、10大綱が策定された。軍事力を強める中国を意識して「南西防衛・島しょ防衛」を打ち出し、「動的防衛力」という言葉が登場した。

2012年12月に再び安倍政権が発足し、1年後の2013年末に、13大綱がつくられた。「動的防衛力」を踏襲した「統合機動防衛力」の言葉で、米軍との連携や台頭する中国に対して対抗していく方向性が明確に打ち出された。

その後2014年7月、集団的自衛権行使を認める閣議決定がなされ、翌2015年4月に閣議決定を反映してガイドラインが改定された。それを追いかけるように新安保法制法が閣議決定され、同年9月に強行採決により成立、翌2016年3月から施行された。

(3) 安倍政権下での2回目の大綱となる18大綱

13大綱のとき「向こう10年間を見通して策定した」との説明がなされたにもかかわらず、13大綱は半分の5年間しかもたず、新安保法制法施行から間もなく3年となる2018年12月18日に18大綱と中期防が閣議決定された。同じ首相のもとで大綱が2回つくられたのは、安倍政権が初めてである。

5年の前倒しは、新安保法制法が施行され、13大綱では読み込めない程軍事への傾斜が強まったことがある。自衛隊の役割が、「防御」から「攻撃」へと変化を始め、「後付け」と言われようとも大綱を変えなければ整合性がとれなくなったということである。

2 専守防衛を逸脱する18大綱

(1) はじめに

18大綱のスローガンは「多次元統合防衛力」であり、「宇宙、サイバー、電磁波」といった新領域と陸海空の従来領域を統合したのが「多次元統合」である。そうした目新しさを隠れ蓑にして、攻撃型兵器を保有し、事実上専守防衛を放棄し、強まりつつあった米軍と自衛隊の一体化の総仕上げを目指すのが18大綱の特徴である。

(2) 「専守防衛」の書きぶりの微妙な変化

専守防衛政策は、憲法9条の下で自衛隊を合憲とする憲法9条の政府解釈から直接導かれる防衛政策である以上、9条の改正がなされない限り維持しなければならない。新安保法制後の防衛白書の表現もそれまでと一言一句変わらない。

ところが18大綱では、専守防衛政策を維持することについて曖昧な書きぶりとなっている。過去の防衛大綱に登場する「専守防衛政策」の書きぶりとの比較は以下のとおりである。

①10大綱

我が国は、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を整備するとの我が国防衛の基本方針を引き続き堅持する。

②13大綱

この際、我が国は、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備する。

③18大綱

また、この際、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守ってきた。

今後とも、我が国は、こうした基本方針等の下で、平和国家としての歩みを決して
変えることはない。

(3) 攻撃型兵器の保有

ア 「いずも」の空母化

政府は従来、「個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるため、いかなる場合にも許されない。例えば、大陸間弾道ミサイル（ICBM：Intercontinental Ballistic Missile）、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母の保有は許されないと考えている」（1988年4月6日参議院予算委員会、瓦力防衛庁長官）と答弁し、大陸間弾道ミサイル、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母の3種は保有できないと断言してきた。

ところが18大綱では、「多様な任務への対応能力を向上させた護衛艦」とぼかした表現で、空母の保有が打ち出された。護衛艦「いずも」を改修して空母化し、垂直離着陸ができるF35B（18大綱に「短距離離陸・垂直着陸（Short TakeOff Vertical Landing＝STOVL）機」とあるのは、F35Bしか候補機がない）を搭載することとした。

空母は、現代の海上戦闘で強力な打撃力となるもので、「軍隊の常識」ではあるが、専守防衛の「自衛隊の常識」ではなかった。「いずも」の全長は248メートル、旧海軍の戦艦「大和」より15メートル短いだけの大型艦艇で、空母のように平らな全通甲板を持ち、対潜水艦ヘリコプター5機が同時に離発着できる。対艦ミサイルや魚雷といった強力な兵器は搭載していない。

「専守防衛のわが国が空母を持てるかどうか」の議論は、古くから国会で続いてきた。「防御型空母を保有できる」との政府見解が示されたが、政府は一貫して空母の保有計画を否定し続けてきた。その裏で、海上自衛隊は、創設間もない1950年代から内密に空母保有の検討を続けてきた。いずれも全通甲板を持つ「おおすみ」型が3

隻,「ひゅうが」型が2隻,「いずも」型が2隻建造され,いずれも艦橋を右舷に寄せた外観を持ち,海上自衛隊は空母型艦艇の操縦技術と運用方法を学習したことになる。

2017年4月,防衛省は,護衛艦「いずも」を建造した「ジャパンマリンユナイテッド」に「能力向上に関する調査研究」を委託した。前提条件としていずも型護衛艦による「米軍の後方支援実施」を目的とすることが明記され,米軍のF35B戦闘機が垂直着艦したり,航空機用のエレベーターで格納庫に移動させたりするなどの運用を想定し,船体を改修する際の工期と工費の見積りを求めたものである。すなわち米軍機のプラットフォームとして「いずも」を活用する方法を探っていたのである。

新安保法制により,これまで武力行使の一体化にあたりできないとされてきた「発進準備中の戦闘機への燃料補給」が可能になったからできる,米軍と自衛隊の一体化である。「いずも」と自衛隊機の組み合わせより先に,「いずも」と米軍機の組み合わせを防衛省は考えていたのである。

この「多様な任務への対応能力を向上させた護衛艦」について,岩屋毅防衛相は,「必要な場合にのみ,STOVL機を運用するので,・・・専守防衛の範囲内である」と説明した。F35Bをいつも載せているわけではないので憲法が禁じる攻撃型空母ではないというのであるが,詭弁である。



イ 長距離ミサイル群

18大綱には,「スタンド・オフ防衛能力」が登場する。「スタンド・オフ防衛」とは,相手の射程から外れた遠方から攻撃することで,今後,自衛隊は長射程ミサイル

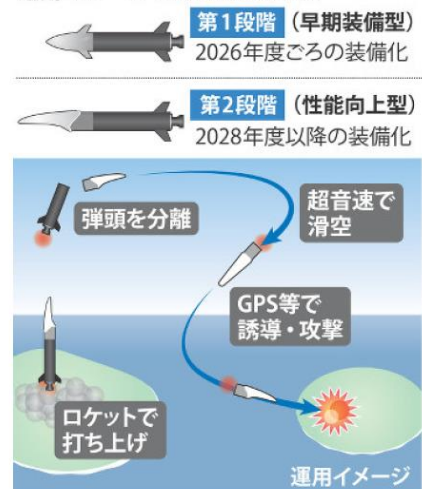
などを保有することになる。

中期防には、具体的な武器名として「スタンド・オフ・ミサイル（JSM, JASSM（ジャズム）, LRASM（ロラズム））の整備を勧めるほか、島しょ防衛用高速滑空弾（略）の研究開発を推進する」と書かれている。JSMはノルウェー製のミサイルで、射程は500キロ、F35に搭載される。JASSMとLRASMは射程900キロで、F15戦闘機やF2戦闘機への搭載が計画されている。こうした長射程の巡航ミサイルを日本海上空の戦闘機から発射すれば、朝鮮半島に届き、東シナ海から発射すれば中国大陸まで届く。これはまさに、「敵基地攻撃」そのものである。

島しょ防衛用高速滑空弾は、ロケットのように打ち上げ、上昇後、切り離された弾頭部がグライダーのように滑空して敵を攻撃する。いわば弾道ミサイルと巡航ミサイルを組み合わせた構造で、飛び方を予測しにくくして迎撃を避ける工夫をしているのが特徴である。宇宙空間には飛び出さないものの、得られる効果は、落下して甚大な被害を与える弾道ミサイルと変わらない。島しょが占領された場合に活用するとされ、沖縄県の宮古島、石垣島などへの配備を計画している陸上自衛隊のミサイル部隊が持つことになるという。2004年の議論で指摘されたとおり、ロケット技術を利用すれば、射程を延ばして他国の領土を攻撃することが十分可能になる。

日本は、以前から、H2など大型で高性能のロケットを何度も打ち上げており、弾道ミサイルを保有する技術を持っており、ただ武器には導入してこなかったのであるが、18大綱になって高速滑空弾と名付けられ、登場してきたのである。

防衛省が装備化を目指す高速滑空弾の運用イメージ ※同省資料より作成



防衛省が装備化を目指す高速滑空弾の運用イメージ

(4) 18大綱, 中期防で解禁される「敵基地攻撃」

1990年代以降, 北朝鮮による弾道ミサイルの発射が繰り返されるたびに, 主に自民党議員が「敵基地攻撃」能力の保有を求めてきた。弾道ミサイルが落下する前に発射基地を攻撃する能力を持つべきだという主張で, 「やられる前にやれ」というものである。政府は, 自衛隊が保有できる兵器を「自衛のための必要最小限度のものでなければならない」とし, 「自衛隊は敵基地攻撃能力を保有していない」との答弁を繰り返してきた。

しかし, 航空自衛隊は, かつて航続距離が長いと周辺国の脅威になりかねないとしてF4戦闘機から取り外していた空中給油装置について, 1980年代のF15以降取り外すのをやめた。続いて他国の上空で戦闘機を指揮できる管制機能については, E2C早期警戒機を買い入れた。高性能の空中警戒管制機(AWACS)は, 一旦退けたにもかかわらず, 間もなく導入することになり, AWACSは4機, E2Cは13機も保有することとなっている。そして2008年から2人乗りのF15DJ戦闘機を改修して電子妨害装置を搭載する開発を成功させた。2005年から日本の演習場ではできない実弾の投下訓練をグアムで開始し, 2012年からは衛星利用測位システム(衛星を理容した精密誘導装置付き爆弾(Joint Direct Attack Munition=JDAM)に切り替え精度を確実に上げている。2014年にはイラク戦争で米軍が使用したのと同じタイプのレーザー光線で誘導するレーザーJDAMを導入し, 同年の日米豪共同訓練でF2戦闘機が投下し, 目標に命中させている。

このように航空自衛隊が徐々に保有するようになった航空機や爆弾を組み合わせれば, 今でも, 米軍に近い敵基地攻撃能力を保有しているといえる。

さらに18大綱で巡航ミサイルの保有を決めたので, 航続距離を延長できる戦闘機と長射程の巡航ミサイルの組み合わせは, 政府が保有を禁じてきた「長距離戦略爆撃機」に近いのである。結局, 18大綱は, 過去, 政府が保有できないとしてきた「大陸間弾道ミサイル, 長距離戦略爆撃機, 攻撃型空母」のいずれも保有することになっ

たのである。

第4 新安保法制施行後の自衛隊

1 南スーダンPKO

陸上自衛隊は、南スーダン建国から半年後の2012年1月、国連南スーダン派遣団（United Nation Mission in the Republic of South Sudan=UNMIS）に派遣され、首都ジュバの宿営地を拠点とした。

当初は、北部のスーダンとの間の紛争も、国内における紛争も発生していなかったが、キール大統領の属するディンカ族とマシャル副大統領の属するヌエル族が対立を深め、2013年12月、ジュバで大統領警備隊同士の衝突が発生、次第に部族間の大規模な紛争に発展していくこととなった。

新安保法制施行から3カ月が経過した2016年7月、内戦が再燃した。7月7日夜の銃撃戦が発端となり、8日には攻撃ヘリコプターや戦車まで動員される本格的な戦闘に発展し、この戦闘で合計150人が死亡、他の地域で起きた銃撃戦と合わせると270人が死亡した。

銃撃戦は9日に減少したものの、10日になって、陸上自衛隊の宿営地があるトンピン地区で再燃した。自衛隊の区画から100メートルしか離れていないビルに立てこもった反政府勢力とこれを排除しようとする政府軍が、宿営地をはさんで撃ち合いを始め、銃弾が隊員350人が避難した建物のすぐ上を飛び交った。政府軍の戦車が自衛隊の横で止まり、砲弾を発射、ビルの8階に当たって大穴を空け、破片が真下の住宅地に落ちた。住宅地の住民たちが、避難のため宿営地に押し寄せ、PKOに参加するルワンダ軍が自らの区画に誘導すると、住民に反政府勢力が紛れ込んでいるとみた政府軍がルワンダ軍めがけ迫撃砲を撃ち込み、隣接するバングラデシュ軍が政府軍に向かって発砲を始めるなど緊迫した状況となった。

新安保法制施行により、「宿営地の共同防護」は法的に実施可能となっていたが、

結局実施されなかった。

第10次隊が残した「日報」には、「市内での突発的な戦闘への巻き込まれに注意が必要」（10日付，11日付）、「停戦合意は履行されているものの，偶発的な戦闘の可能性は否定できず，巻き込まれに注意が必要である」（12日付）などとあり，注意を促すため赤字で強調して書かれている。あちこちに，「戦闘」「銃撃戦」「襲撃」などの文字も出てくる。自衛隊は予定されていた施設整備を継続することができず，宿営地にこもり，活動を避難民支援に変更することを余儀なくされた。隊員の精神的負担は相当なものであり，後に，派遣された部隊の隊員6人に1人が精神的不安に襲われ，宿営地の医務室で受診していたことが分かった。

P K O参加5原則の「停戦の合意」が成立しているか極めて怪しい状況となり，上記5原則のほか派遣を続ける条件として挙げていた「有意義な活動が実施できること」「隊員の安全が確保できること」の2つの条件も，危うい状況だったことが分かる。

ところが菅義偉官房長官は，11日の会見で「武力紛争が発生したとは考えていない。参加5原則が崩れたとは考えていない」などと述べ，陸上自衛隊を撤収させる考えがないことを明言した。部隊が極限状況まで追い詰められているのに派遣を継続させたのは，「新安保法制の適用第1号は南スーダンP K O以外にない」と考え，「撤収させない」との政府の強い意思があったと考えるほかない。

銃撃戦から3カ月後の10月8日，稲田朋美防衛相が現地視察のため南スーダンへ派遣されたが，稲田防衛相の滞在は，ジュバのみでわずか7時間。UNM I S S代表者らとの会談が多く，武力衝突が起きた現場は慎重に避けて通り，表面的な視察に終了した。すでに国際協力機構（J I C A）は退避と復帰を繰り返し，上記視察時点では国外に退避中で，N G Oの日本人スタッフも危険を避けて南スーダン国外にいる状況であった。これらの視察の結果，稲田防衛相は，「落ち着いていると目で見ることができた。意義があった」などと報道陣に感想を述べた。

稲田防衛相の報告を踏まえた安倍首相は，11月15日，国家安全保障会議で，新

安保法制に基づく「駆け付け警護」を新任務として付与することを決め、これを含む実施計画を閣議決定した。宿営地の共同防護も認めるとされた。

なお国連のバン・ギムン事務総長は、同月14日、2カ月以上の長期間の専門家の調査に基づき「治安悪化が著しい」とする南スーダンの治安情勢などに関する報告書をまとめ、全く異なる状況判断を行っている。

稲田防衛相は、国会において、「日報」にたびたび登場した「戦闘」との言葉を「衝突」と言い換えて答弁した。稲田防衛相が「戦闘行為はなかった」と強調したのは、

①「戦闘行為」の発生は、PKO参加5原則の「停戦の合意」の破綻につながり、自衛隊が撤収を迫られる

②自衛隊のPKO参加については、「参加5原則の「派遣の同意」があるなら自衛隊の前に国に準じる組織が敵対するものとして現れない」との趣旨の閣議決定を行っているところ、「戦闘行為」が発生したとすればこの閣議決定と矛盾し、結果閣議決定を反映させた新安保法制の正当性が疑われる

の2点で政府に不都合であったからである。

政府軍と反政府勢力がどれほど激しく戦闘したとしても、それは法的な意味での「戦闘」ではなく、単なる「衝突」というのである。南スーダンPKOを新安保法制の適用第1号とするため、政府が事実をねじ曲げ続けたと言わざるを得ない。

そして南スーダンPKOの派遣は、2017年3月10日に突然終了した。

この頃、現地の治安は相当に改善され、道路の補修や地元との交流は順調に進んでいた。他方日本国内では、南スーダンに派遣された部隊の「日報」をめぐって国会が紛糾していた。政府が「廃棄した」としていた施設部隊の日報が保管されていた事実が判明し、野党が「隠ぺい工作」だと鋭く追及した。稲田氏が日報にある「戦闘」を「衝突」と言い換えたことも問題視されていた。安倍首相は、自衛隊員に死傷者が出た場合、首相を辞任する覚悟はあるかと野党に詰め寄られ、「もとより、そういう覚悟を持たなければならない」と述べ、事実上辞任を認めてしまった。それが、突然終了

の背景だと考えるほかない。首相辞任という事態を避けるべく、自衛隊員に死傷者が出る前に撤収しようということである。

部隊が危険にさらされても、新安保法制の初適用の既成事実化のため「衝突」と言い張って派遣を継続し、自分の地位が危うくなると現地の状況にかかわらず直ちに撤収を実行したと捉えるほかない。違憲かつ危険な内容の新安保法制の運用は、かような身勝手に無責任な最高指揮官が担っている。

2 シナイ半島への陸上自衛隊幹部派遣

2019年4月2日、エジプトのシナイ半島で、イスラエル、エジプト両国軍の停戦監視活動を行う「多国籍軍・監視団」(The Multinational Force & Observers=MFO)に、司令部要員として、陸上自衛隊の幹部2人を派遣する実施計画を閣議決定した。

自衛隊の参加できる平和維持活動は、国連が実施するPKOに限定されていたが、新安保法制は、国連が統括しない「国際連携平和安全活動」への参加も認めた。このMFOへの参加が初めての適用となった。

南スーダンPKOから自衛隊が撤収したので、自衛隊の積極活用を進めたい安倍首相の意を汲んだ防衛省が、自衛隊が参加できるPKOを模索したが見あたらず、やむなく国際連携平和安全活動への参加となったとみられている。

現地の実態は、イスラエル軍とエジプト軍が、衝突するどころか、「広範囲に協力」して、テロを繰り返すようになった過激派組織の掃討作戦を展開している状況であり、停戦監視の任務が過激派對処に変化していたようだが、日本政府は「エジプトとイスラエルの停戦監視活動に貢献する」(菅義偉官房長官)との説明を変えることはなかった。

国際連携平和安全活動は、活動の中立性・公平性を重視する国連が統括しておらず、本来、注意深く、活動の実態を探る必要がある。岩屋毅防衛相は、国会で、MFOか

ら派遣要請があったところ、MFOはローマに本部がある国際機関に該当すると説明した。しかし、‘MFOが国際機関に当たるならば、あらゆる多国籍軍の要請があれば自衛隊を派遣でき、危険な一歩だ’との野党議員からの指摘のとおり、多国籍軍への参加に道を開くものであった。

3 米艦・米航空機防護，洋上給油

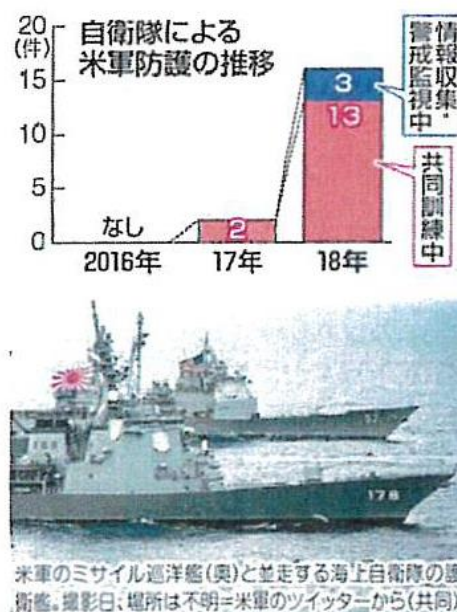
政府は，新安保法制に基づき，自衛隊が米軍を護衛する「米軍防護」を命じた。

第1回目の米艦防護は，2017年5月1日で，新聞報道が先行したため，メディアが取材する中で実施された。神奈川県横須賀基地を出向した海上自衛隊の護衛艦「いずも」が，房総半島沖で米海軍横須賀基地を出た米海軍の貨物弾薬補給艦「リチャード・E・バード」と合流し，四国沖へ向かった。

また翌2日午前，護衛艦「さざなみ」が，広島県の呉基地を出港して豊後水道を南下して太平洋に出た後，3日に四国沖で2隻と合流。「いずも」「さざなみ」は米補給艦を護衛しながら航行した。このとき，護衛艦の艦載ヘリコプターを補給艦に着艦させ，護衛艦が補給艦から燃料の補給を受ける手順を確認するなどの訓練を実施したとされる。共同訓練の形式を整えれば，米艦防護が可能ということになる。

2018年1月22日の通常国会初日の施政方針演説で，安倍首相は，米軍防護を初めて公表した。ここで初めて国民は，米軍防護が実施されたことを正式に知ることとなった。米艦防護は報道により周知の事実となっていたが，航空機防護は初耳であった。指針によれば，防衛相が，前年に実施した米軍防護について，翌年になって国家安全保障会議に報告し，その後政府が公表する流れとされている。しかも，いつ，どこで，どのように行われたかについて，詳細な情報は公開していない。国家安全保障会議で得た結論の多くは「特定秘密」とされており，わざわざ国家安全保障会議のフィルターを通し，実施した米軍防護を「特定秘密」に指定して国民に公表しないようにしているものと解される。

2019年2月28日、防衛省は2018年中に実施した米軍防護を「お知らせ」1枚紙で公表した。新安保法制法施行から2回目の米軍防護の「まとめ」である。これによれば、米艦防護6件、米航空機防護が10件の合わせて16件とあり、前年から8倍に増えていた。「弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動」をする米艦防護が3件あった。2018年は歴史的な南北首脳会談と米朝首脳会談が開かれ、北朝鮮は核・ミサイル実験の中断を約束して実行し、米国も韓国との間の大規模な共同訓練を中止する情勢であったにもかかわらず、米軍防護が8倍になった理由は不明である。



なお海上自衛隊の補給艦が、2017年4月以降、日本海で北朝鮮の弾道ミサイル防衛（BMD）にあたる米イージス艦に洋上給油を実施していることが、同年9月に判明した。新安保法制法の施行で自衛隊から米軍への物品提供や輸送任務の対象が拡大し、改定日米物品役務相互提供協定（ACSA）が発効、給油が可能となったことに基づく。政府は実施の事実を公表していない。

米艦船を並走してこれを警護する行動は外形的には米軍と一体化した後方支援、しかも集団的自衛権の行使に繋がりがねないものであり、米軍と共にする武力による威嚇と受け取られるおそれのあるものである。また何らかの偶発的攻撃を受けて改正自

衛隊法 95 条の 2 に基づく武器使用に至るおそれもある。こうした自衛隊の重大な活動が、国民に十分に知らされないまま運用され、日米の一体化が加速度的に進む状況は極めて危険である。

4 海上自衛隊の南シナ海進出

2018 年、米国と中国の関係が、関税をめぐる一気に悪化し、「第 2 の冷戦」とまで呼ばれつつある状況の中、海上自衛隊は「平成 30 年度インド太平洋方面派遣訓練部隊」を編成し、空母型護衛艦「かが」、汎用護衛艦「いなづま」「すずつき」の 3 隻と隊員約 800 人を、8 月 26 日から 10 月 30 日の 2 カ月以上にわたって、インド、インドネシア、シンガポール、スリランカ、フィリピンの 5 カ国訪問に派遣した。3 隻の護衛艦は、後からついてきた潜水艦「くろしお」と 9 月 13 日、南シナ海で対潜水艦戦の訓練を行った。

自衛隊の警戒・監視は尖閣諸島を含む東シナ海までである。南シナ海は日本の平和と安全に関係がなく、普段は警戒・監視の対象外となっている。訓練も、海上自衛隊の場合、四国沖など日本近海で行い、日米共同訓練は、沖縄の近くで実施することがあるが、自衛隊単独訓練で南シナ海へ行くことはなかった。

南シナ海は、南沙諸島、西沙諸島の環礁を埋立て、軍事基地化を進める中国に対し、アメリカが駆逐艦などを派遣する「航行の自由作戦」が続いている。英国も参加を表明した。日本は同作戦に参加していないが、普段進出することのない海域に潜水艦を派遣することで、米国の監視網に日本も加わる可能性があることを示した。

2017 年、海上自衛隊は、インドで行われたインド海軍と米海軍による米印の共同訓練「マラバール」に初めて参加し、毎回参加することを表明して、3 カ国による共同訓練に変化した。同年 11 月には、タイでの ASEAN 創立 50 周年記念国際観艦式に護衛艦「おおなみ」を 1 カ月にわたり派遣した。2018 年はイベントがなかったため、上記の単独訓練部隊が編成されたものである。2019 年度も同様に南シ

ナ海に訓練部隊を派遣した。

一見、新安保法制とは無関係に見える海上自衛隊のこれらの活動は、2015年ガイドラインで世界規模での米軍への支援を約束し、その対米支援に新安保法制法の施行による法的根拠が与えられたことで思い切った米国寄りの活動を行うようになったと見る他はない。

5 進化・深化する日米共同訓練

(1) 「充実」する実戦的な日米共同訓練

新安保法制の成立前後より、日米の共同訓練は質的にも量的にも地理的にも格段に増大した。首都圏を含めた日本全体が日米共同訓練で堂々と利用・活用されるようになり、国民の日常生活がその影響を受けている。

令和元年版防衛白書では、「平素から共同訓練を行うことは、戦術面などの相互理解や意思疎通といった相互運用性を向上させ、日米共同対処能力の維持・向上に大きく資するのみならず、日米それぞれの戦術技量の向上を図るうえでも有益である。とりわけ、実戦経験豊富な米軍から習得できる知見や技術は極めて貴重であり、自衛隊の能力向上に大きく資するものである。」「また、効果的な時期、場所、規模で共同訓練を実施することは、日米間での一致した意思や能力を示すことにもなり、抑止の機能を果たすことになる。これらの観点を踏まえ、防衛省・自衛隊は、引き続き共同訓練の充実に努めている。」そして「共同訓練・演習については、国内のみならず、米国への部隊派遣などにより拡大している。日米共同方面隊指揮所演習、対潜特別訓練、日米共同戦闘機戦闘訓練など軍備・部隊レベルにおいても、相互運用性及び日米の共同対処能力の向上の努力を続けている。」とする（322頁）。米国側からすれば、「日本に対する武力攻撃が発生した場合、日米両政府は、・・・自衛隊は防衛作戦を主体的に実施し、米軍は自衛隊を支援・補完する。」という2015年ガイドラインの日米の役割分担の見直しにおいて、自衛隊が主体的に防衛

作戦を実施できるよう、自衛隊の実戦能力を向上させる狙いもあろう。訓練を通して米軍との一体運用が進み、自衛隊の役割は着実に広がりつつある。

(2) 日米合同訓練

自衛隊は、新安保法制に基づく海外での作戦をにらんだ訓練に次々と着手し、日米の共同演習に対する米軍の参加も大幅に拡大して、実戦を想定したものへと激化している。例えば自衛隊は、以下のような共同訓練を実施、参加してきている。

① 2016年1月12日～2月2日

新安保法制施行に先立ち、日米共同統合指揮所演習「キーン・エッジ2016」を実施。集団的自衛権行使に備えて、「同盟調整メカニズム」の実戦的な訓練と検証を行った。演習の内容は、米国本土へのミサイル攻撃を阻止するために、後方のハワイ米軍の指揮する作戦計画を、前方の横田基地で日米が共同で実施するためのものである。米軍指揮下のBMD体制に自衛隊を組み込み、作戦の一部を自衛隊に肩代わりさせることを目的とする。

② 2016年9月

米軍のB1戦略爆撃機と航空自衛隊F15戦闘機との共同訓練を繰り返し実施。訓練は、B1を狙う敵機をF15が撃墜するという想定であり、新安保法制に基づく新任務である「平時の米軍防護」が念頭にある。

③ 2016年10月～

集団的自衛権行使（戦闘地域での米軍への兵站など）を想定した、日米共同統合実働演習「キーン・ソード」を開始。

④ 2017年3月

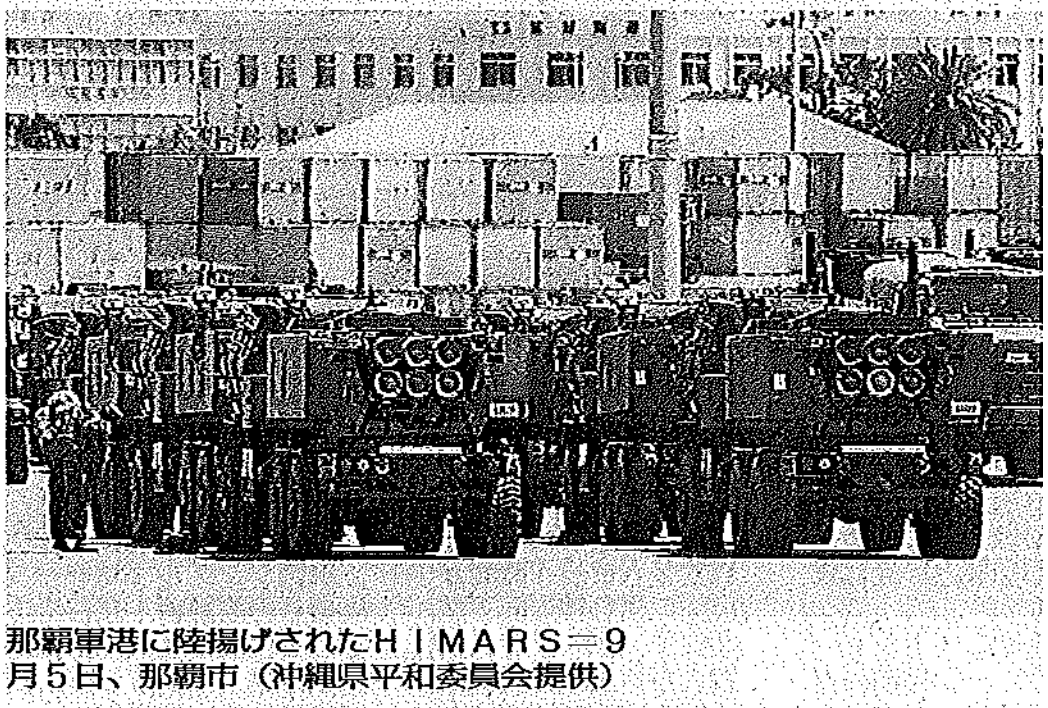
相馬原、関山両演習場にて、共同演習「フォレスト・ライト」を実施。米軍海兵隊員約600名、オスプレイ6機が参加。

⑤ 2017年8月10日～28日

北海道大演習場、矢臼別演習場、富良野演習場等で「ノーザン・ヴァイパー2

017」実施。米第4海兵隊員2000人、オスプレイ6機、陸上自衛隊員1300人が参加した。水陸両用の戦力を統合して仮想敵国に対抗する「挑戦的な総力戦」を想定した過去最大の共同演習である。インド・アジア太平洋地域での有事に即応する部隊への再編・強化が背景にあり、沖縄のキャンプ・コートニーに発足した米軍第3海兵遠征旅団（MEB）が初投入された。MEBとは、7000～15000人規模で、陸・空・兵站の各部隊を一体にして海兵隊単独で軍事作戦を実行する部隊である。（なお、陸上自衛隊が2019年3月に発足させた「水陸機動団」は、米海兵隊をモデルにしており、在日米軍再編に伴って、日本が一部肩代わりをするためである。）

また米海兵隊が最新鋭の高機動ロケット砲システム（HIMARS）の実弾射撃訓練を初めて実施。



那覇軍港に陸揚げされたHIMARS＝9月5日、那覇市（沖縄県平和委員会提供）

⑥2017年8月22日

米軍がグアムから飛来させた核兵器を搭載できる米空軍戦略爆撃機B52H2機を航空自衛隊F15戦闘機2機が護衛する、編隊航法訓練「ストライトフォートレス」を実施。

⑦ 2017年9月

東富士・王城寺原演習場にて、陸上自衛隊と米陸軍の共同実働演習「オリエン
ト・シールド2017」を実施。米陸海軍約1200人、ヘリ17機が参加。

⑧ 2017年10月7日～

海上自衛隊護衛艦「しまかぜ」が、台湾南方のバシー海峡周辺から沖縄周辺の
海空域で、米原子力空母「ロナルド・レーガン」と共同訓練。

⑨ 2017年10月10日

航空自衛隊F15戦闘機2機と米空軍B1戦略爆撃機2機が、九州周辺の空域
で共同訓練を実施。なお米軍はその後日本海上空などで韓国空軍との共同訓練を
実施。日米間の連携を示し、北朝鮮をけん制する狙い。

⑩ 2017年11月7日～9日

米海軍は、長崎県・横瀬駐機場（西海市）配備のエアクッション型揚陸艇（L
CAC）による夜間航行訓練を強行。同市と国との協定では夜間航行しないよう
調整するとしていたが、米軍が強行し、日本政府も禁止を迫らなかった。

⑪ 2017年11月29日～12月13日

陸自仙台駐屯地にて、陸上自衛隊と米陸軍による日米共同方面隊指揮所演習「ヤ
マサクラ73」実施。軍事作戦に国民を動員する体制の強化、米軍の軍事作戦態
勢に日本を巻き込むことが狙い。陸上自衛隊約500名、米軍第1軍団約160
0名が参加。「ヤマサクラ」は、陸上自衛隊と米陸軍の図上演習として1982
年に始まったが、最近では、米国のアジア重視戦略のもと、米陸軍の司令部が陸
海空・海兵隊のすべての部隊を指揮する統合演習化が進んでいる。米第1軍団司
令部を中心にした統合任務部隊の軍事作戦を訓練し、そこに日本を組み込むため
の演習となっている。

⑫ 2017年11月29日～12月1日

航空自衛隊は、宮崎県・新田原基地で、2年ぶりとなる日米共同訓練を実施。

米軍三沢基地からF 1 6戦闘機2機，隊員約20人が参加。西都市議会は抗議書を提出。

⑬ 2017年12月8日～20日

大矢野原演習場にて，「フォレスト・ライト」実施。「離島侵攻対処」総合演習であり，米軍オスプレイ4機も参加。自衛隊は人員輸送訓練としてオスプレイに直接乗り込み下降後は射撃の構えを展開した。

⑭ 2018年1月31日

小野寺防衛相とマティス国防長官の電話協議で，自衛隊と米軍の共同訓練を強化していく方針を確認した。これを受けて，同日，九州地方の空域で共同訓練が実施された。米空軍のB 1 B戦略爆撃機2機，米海兵隊のF 3 5 B戦闘機4機，航空自衛隊のF 1 5戦闘機2機が参加した。B 1とF 1 5の共同訓練は前述のとおりに頻繁に実施されているが，F 3 5戦闘機が加わったのは初めてである。

小野寺防衛相は，2017年12月21日の閣議後の会見で，B 1とF 1 5の共同訓練が複数回日本の空域で行われていたことを明らかにした。その後，2018年1月6日の衆議院外務委員会でB 1に核搭載の有無については確認していなかったことも明らかになった。米朝間で偶発的な衝突が起こり国会も国民も知らないうちに戦争に発展する事態も起こり得る。

⑮ 2018年2月15日～3月2日

「フォレスト・ライト」実施。オスプレイ6機の離着陸訓練等が行われた。

⑯ 2018年2月16日～23日

弾道ミサイル防衛や対戦闘機などの防空訓練（シュミレーション）の実施。

⑰ 2018年6月～8月

自衛隊が，ハワイ・カウアイ島での米海軍主催の多国間共同訓練（リムパック2018）に参加，対潜戦や水陸両用訓練，人道支援・災害救援（HA/DR）にかかる訓練などを実施。同訓練では，陸自として初めて米陸軍及び海自と連携

し、12式地对艦ミサイルシステムを用いた日米共同対艦戦訓練を実施した。

⑱ 2018年7月～9月

7月27日、航空自衛隊のF15戦闘機6機が、核搭載可能な米空軍のB52戦闘爆撃機2機と日本海上空で共同訓練を実施。



共同訓練する航空自衛隊のF15戦闘機と米空軍のB52戦略爆撃機＝日本海上空で27日、航空自衛隊提供

また9月27日、航空自衛隊戦闘機計16機が、米空軍B52戦略爆撃機1機と、東シナ海や日本海上空で共同訓練を実施。

⑲ 2018年10月14日

鹿児島県種子島で、陸上自衛隊の水陸起動団（長崎県佐世保市）と、沖縄駐留の米海兵隊による離島奪還作戦の共同訓練を実施。

⑳ 2018年10月

海自護衛艦「きりさめ」と米空母「ロナルド・レーガン」などがバシー海峡周辺から、沖縄東方を経て九州南方に至る海空域において日米共同訓練実施。

㉑ 2018年10月～11月

日本周辺海空域及び米国・グアムなどにおいて、陸海空自衛隊の人員約4万7000人、艦艇約20隻、航空機約170機が参加する日米共同統合演習（実動演習：キーン・ソード19）の実施。

㉒ 2018年10月29日～11月8日

宮崎県新田原基地で、日米共同訓練。米空軍嘉手納基地からF15戦闘機8機程

度、空自側F 15とF 2戦闘機計20機程度が参加、四国沖を空域に米兵約210人が参加した。

⑳2018年11月18日～28日

宮崎県沖日向灘で、日米豪の3カ国が参加する機雷の敷設訓練と掃海特別訓練を実施。

㉑2018年12月7日～

オスプレイも参加する日米共同訓練が、12月7日から大分県日出生台と十文字原の両演習場で実施された。

㉒2018年12月17日

原子力空母「ロナルド・レーガン」が配備されている米海軍横須賀基地で、原子力事故を想定した日米合同の防災訓練実施。

㉓2018年12月22日

海上自衛隊が、本州南方の太平洋で、米英の艦艇と共同訓練を実施。事実上空母化することが決まったヘリコプター搭載型護衛艦「いずも」が参加。

㉔2019年2月4日～15日

陸上自衛隊饗庭野演習場で、オスプレイが参加する日米共同訓練を実施。

㉕2019年5月～6月

空自が、米国アラスカ州において米空軍の実施する演習（レッド・フラッグ・アラスカ）に参加し、防空戦闘訓練などを実施。

㉖2019年6月

インド太平洋方面派遣訓練の一環として、海自護衛艦「いずも」と米空母「ロナルド・レーガン」などが、南シナ海において日米共同訓練を実施。

6 第4次アーミテージ・レポート

2018年10月3日、共和党のアーミテージ元米国務副長官、民主党のジョセ

フ・ナイ元米国防次官補らが主導するシンクタンク・戦略国際問題研究所（CSIS）が「21世紀における日米同盟の再構築」と題する提言を発表した。通称「アーミテージ・レポート」と呼ばれ、日本政府や官僚たちにとって、政策立案の有力な参考資料とされている。

「アーミテージ・レポート」は、2000年、2007年、2012年と過去3回発表されており、毎回、日本が集団的自衛権の行使を禁止していることが正常な日米同盟の阻害になっているとして、集団的自衛権の行使に踏み切るよう求めてきた。

今回のレポートは、「現在から2030年までの野心的だが達成可能な提言を示して米日同盟を強化するのに役立つ」と書かれ、問題の解決策として、「日米の経済的な結びつきを強化する」「日米の軍事作戦の調整を深化する」「軍事面における共同技術開発を推進する」「地域のパートナーとの協力を拡大する」の4点を挙げ、さらに具体的に10項目の勧告を日米政府に行っている。

そのうち、軍事に関わる項目を要約すると以下のようなになる。

- ①自衛隊基地と在日米軍基地を日米が共同使用できるよう基準を緩和せよ
- ②日米統合部隊を創設せよ
- ③自衛隊に合同作戦司令部をつくれ
- ④日米の共同作戦計画をつくり、アジア太平洋群にスタッフを派遣せよ

つまり、自衛隊が憲法や法律などの国内基準の縛りを受けることなく、米軍の一部として相応の軍事的役割を担ってほしい、自衛隊基地も民間施設もより自由に軍事使用できるようにしてほしいとの要望が並んでいる。

7 自衛隊基地の米軍基地化の動き～宮崎・新田原基地も対象に

現に、自衛隊基地を米軍基地化する動きは始まっている。

2018年10月、日米合同委員会（日米地位協定を実現するための日米の協議機関）は、福岡県にある航空自衛隊の築城基地と、宮崎県の新田原基地に、緊急時にお

ける米軍・航空機の使用機能を沖縄・普天間基地から移転することを合意した。

防衛省が必要な施設整備～弾薬庫や駐機場，燃料タンクなどの整備を2022年度までに完了し，米軍に提供することになる。

これは日米両政府が2006年5月に合意した米軍再編ロードマップに沿った措置であるところ，ここへ来て急に実現に向けて動き出したものである。新安保法制の施行を受けて，軍事への傾斜が強まったことを受けたものといえる。

首都圏にも変化が現れている。2018年3月，陸上自衛隊の総司令部にあたる「陸上総隊」が新規編成されたことにより，神奈川県のみ陸軍キャンプ座間に置かれていた陸上自衛隊中央即応集団が解散され，陸上総隊の中の組織である「日米共同部」に縮小された。これに伴い，約350人の隊員は約20人まで削減された。この約330人も隊員がいなくなった元中央即応集団の建物に，キャンプ座間に配備されている米陸軍第1軍団フォワードが入居し，常駐を始めた。

米軍が自衛隊基地を日常的に活用し，生活や訓練を共に行うことで，日米一体化がますます加速していくことが予想される。上記「アーミテージ・レポート」の提言内容は，すでに新安保法制下の現実の中で着々と進んでいるといえる。

第5 米国製武器の爆買いと犠牲になる国民生活

1 はじめに

「日米同盟強化」を掲げる安倍政権のもと，日本の防衛関係費は際限ない膨張が続き，2016年度からは5兆円を超え，2020年度予算案では8年連続で前年度を上回り，過去最大を6年連続で更新する5兆3133億円にまで膨れ上がっている。

世界137カ国の軍事力を分析している米国の調査機関「グローバル・ファイヤーパワー」によると，2019年の軍事力ランキングで，日本は，米国，ロシア，中国，インド，フランスに次ぐ第6位になっている。

その一方で，2013年度から2017年度の7年間で，高齢化に伴う「自然増」

の抑制も含め、4. 3兆円もの社会保障費が削減されるなど、国民生活が犠牲になってきた。

2 米国に一方向的に有利なFMSで高値で買わされている使えない武器

(1) 有償武器援助契約（FMS）

日本の防衛関係費の増大の背景には、米国のあからさまな要求がある。日本は、日米の相互防衛援助協定に基づく有償対外軍事援助（Foreign Military Sales = FMS）方式により、単価も維持費も高額な米国製武器を大量に購入している。

FMSは、米国の武器輸出管理法に基づき、①契約価格や納期はあくまで契約時の見積もりに過ぎず、米国の都合により増額や延期がなされるなど、米国は拘束されない、②代金は前払い、③米国は自国の国益を理由に一方向的に契約解除できる、といういわば米国の言いなりの不公平な条件を提示し、受け入れる国のみ武器を提供するというものである。しかも、高額兵器は、部品も含めて維持管理に高額な費用がかかるうえ、機体構造が複雑であるため、重大な事故の場合、修理に膨大な費用と時間を要する。こうした一方向的に不利な契約にもかかわらず、米国製の武器が欲しい防衛省は、FMS方式による導入を甘んじて受け入れている。

このFMSによる購入額は、ここ数年で特に急増している。安倍政権の前は年間500億円から600億円程度だったものが、第2次安倍政権になって1000億円を突破し、2015年度には4000億円を超え、2019年度は7013億円になった。2020年度予算案でも過去3番目に高い4713億円に上っている。

防衛関係費の内訳は、人件・糧食費が4割、武器購入費や維持費にあたる歳出化経費が4割、自衛隊の活動費にあたる一般物件費が2割で、4：4：2で硬直化しており、別の枠から予算を回すことができない。武器購入費を含む歳出化経費の中に、高額な武器を分割で支払う「後年度負担」の項目があり、第2次安倍政権誕生の翌年の2013年度は3兆2308億円だったものが、年々増加し、2018年度は5兆

0768億円と5兆円を突破、2019年度は5兆3372億円にも上った。2019年度の防衛関係費は5兆2574億円であるから、防衛関係費よりも‘借金’の方が多いことになる。後年度負担に占めるFMSの割合は、2000年度（後年度負担2兆9884億円）の1.9%から2019年度は28.3%と実に15倍も増加している。米国からの武器購入費が借金全体を押し上げているのである。兵器調達の中で米国との一体性、対米従属がいつそう深まっているといえる。

ところで財政法の特例として、武器購入については最長5年の分割払いが認められているが、日本政府は2015年4月30日に「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法（特措法）」を施行し、10年の分割払いを可能にした。それでも、米国に巨額の防衛関係費が流れることで国内の防衛産業に支払う原資が不足し始めたことから、防衛省が代金の支払いを待ってほしいと支払いの延長を求める事態となった。多くの企業が支払いの延長を認めなかったため、政府は期限切れとなる2018年3月31日を迎える前、特措法をさらに5年間延長した。国だからできる「無理筋」の支払い期限の延長を、国会まで利用して強行した。



(2) FMSで購入している‘高値の使えない武器’

ア グローバルホーク

グローバルホークは、「常続的監視態勢の強化」のため、導入が決定されたが、3機510億円で契約したものの、後に米国側の都合で629億円と、当初より23%増となる119億円もの一方的な値上げがなされた。防衛省には、武器の価格が15%上昇したら見直しを検討、25%の場合は購入中止を検討するルールがあり、省内には「グローバルホークは断念すべき」との声が強かったものの、購入を続けることが決まった。防衛省幹部は「購入は首相官邸の意向」と断言する。なおドイツは、値上げを理由に追加購入を断念している。

グローバルホークの操作に必要な地上装置や整備用機材などを含めると、導入にかかる初期費用は1000億円以上になり、これとは別に維持管理のための費用が毎年約100億円かかる。この費用の中には、3機が配備される青森県の三沢基地に滞在することになる米国人技術者約40人の生活費約30億円が含まれる。

しかも日本に提供される機体は最新型ではなく、一つ古い「ブロック30」というタイプである。防衛省は最新型の提供を求めたが、FMSのため、機体の内容も米国政府の判断に従うほかなのである。

そもそも、グローバルホークは陸上偵察用に開発され、洋上偵察は不向きとされている。防衛省が予定している尖閣諸島を含む東シナ海の上空からの洋上偵察には馴染まないことが少しずつ分かってきている。‘高値の使えない武器’であり、税金の無駄遣いというほかない。

イ F35Bステルス戦闘機

2017年11月6日、初来日した米国トランプ大統領と安倍首相との会談後の共同記者会見で、トランプ大統領は「完全なステルス機能を持つF35戦闘機も、多様なミサイルもある」と具体的な品目を挙げて日本の米国製武器購入を迫り、安倍首相は「日本は防衛力を質的に、量的に拡充しなければならない。米国からさら

に購入していくことになる」とあうんの呼吸で応じ、トランプ大統領が列挙したF35戦闘機や新型迎撃ミサイルの購入を明言した。

F35戦闘機は、米国の空軍、海軍、海兵隊と3者の異なる要求を基本設計に取り入れた結果、機体構造が複雑になり、重量増という戦闘機としての致命傷を抱えて誕生した。燃料を満載すると、エンジンが1個の単発にもかかわらず機体重量は35トンにもなり、エンジン2個のF15戦闘機の40トンに迫る。その鈍重ぶりは、「曲がれず、上昇できず、動けない」と酷評され、2015年には40年も前に開発されたF16戦闘機との模擬空中戦で負けるという失態も演じている。

18大綱と同じ日にあった2018年12月18日の閣議了解で42機購入することになったF35Bについて、米国防総省運用試験評価局は、2019年1月31日、米議会に提出した年次報告書の中で、初期に製造されたF35Bの寿命が想定した8000飛行時間を下回り、2100時間以下にとどまるとの見通しを示した。以前にも国防総省は、F35Bに構造上のヒビが見つかったとして実用試験を中止している。性能、構造の両面で不安だらけであるにもかかわらず、2017年1月、山口県の米海兵隊岩国基地への配備が始まった。米国は使用しながら不具合を修正する方式をとるため、未完成でも基地に配備してしまうのである。

F35Bは、通常30年以上使用する他機種との戦闘機と比べ、わずか10年程度で退役することとなり、また買い替える必要が出てくる。F35Bが未完成と知りながら購入を決めたのであればいい加減に過ぎ、未完成と知らなかったとすれば無責任の極みというほかない。

ところで、F35Aの調達コストもFMS全体を押し上げる原因になっていた。2017年度はFMS約3600億円のうち、F35Aが約940億円を占めた。会計検査院は同年9月、FMSによるF35Aの調達の価格が上昇していることを問題視し、「上昇要因を定量的に把握することができていない」と指摘、価格の変動時には米国に確認するよう求めていた。そして前述の閣議了解では、「F35A

の取得数42機を147機とし、平成31年度以降の取得は、完成期輸入によることとする。新たな取得数のうち42機については、短距離離陸・垂直着陸機能を有する戦闘機（※すなわちF35B）の整備に替え得るものとする」とされた。F35A戦闘機は、老朽化したF4戦闘機の代替機として機種選定が行われ、42機の導入が決まり、三沢基地に13機配備されていたところ、それとは別に105機を追加購入するというものである。105機分の総額は安く見積もって1兆2000億円と言われており、トランプ大統領が「日本がすごい量の防衛装備品を買ってくれる」と話したのはこのことである。防衛省は、三菱重工業、三菱電機、IHIの3社に総額1870億円を支払ってF35Aの生産ラインを作らせ、F4の後継42機のうち、完成機を輸入した4機を除く残り38機について国内で組み立てていた。但し国内で組み立てるにもかかわらず、その価格はFMSにより米国が決め、完成機の輸入ならば1機98億円だったものが、国内組み立てでは1機180億円まで値上がりし、それならば完成機の輸入に切り替えればよいということになったのである。これにより、生産ラインをつくるのに投じた1870億円が無駄になることとなった。

2019年4月9日、三沢基地に配備されていたF35Aが、訓練中に青森県沖に墜落した。世界初の事故である。防衛省は、事故機が過去2回、飛行中に不具合を起こして緊急着陸していることを発表しており、墜落の状況にも照らすと、事故機が何らかのトラブルを抱えていた可能性が浮上している。F35Aに関しては、米国会計検査院（GAO）が2018年1月、F35に未解決の欠陥が966件あると発表した。このうち111件は「安全性や重要な性能を危険にさらす問題」であった。2017年6月には、ルーク空軍基地に所属するF35Aで操縦士が酸素不足に陥る事例が5件も発生している。F35Bはすでに墜落の前例がある。

機密だらけのF35は、日本側に機体構造・部品・製造技術などの重要部分は開示されておらず、防衛省単独での事故原因の解明ができない。自衛隊だけで安全性

を確保できない戦闘機を購入し続けることの問題点も浮き彫りにしている。

ウ AAV7

AAV7は30年も前に開発された古い武器で、機密性の高い技術などは使用されておらず、当初防衛省は「汎用品」と判断して、米国政府にライセンス料を支払って日本の防衛産業で製造することを試みた。ところが米国政府に拒否され、やむなくFMSとなったものである。なお、当の米海兵隊は20年も前にAAV7の調達をやめている。

AAV7は、1両あたり約8億円の高値となり、これを52両も購入するというので、その総額は約400億円にも上ることになる。

敵前上陸の場面では、兵員25人を載せて輸送艦から海へ入り、陸地を目指す。海上では時速13キロでのろのろと進み、上陸後は無限軌道で走ることになる。車高が低いため、上陸できるのは砂浜などに限られ、珊瑚礁の多い沖縄の離島では上陸できる海岸が限られている。AAV7の装甲はそれほど厚くなく、ゆっくり進む水陸両用車はミサイルの餌食になるだけなので、制海権と制空権を確保できていなければ、上陸はできない。逆に制海権と制空権を確保できていれば、武器や隊員の陸揚げにわざわざ水陸両用車を使用する必要性が見当たらない。

米海兵隊でさえ買わなくなった時代遅れの車両を、日本が気前よく52両も購入するというのである。その一方で、防衛省は、2017年度から29億円かけて水陸両用車の開発を始めている。AAV7よりも高速で航行し、珊瑚礁も乗り越えられるようにするという。それならば、AAV7の52両もの購入は不要ということになり、またAAV7を載せることを想定して1隻9億円もかけた海上自衛隊輸送艦の改造も無駄だったということになる。

エ オスプレイ

オスプレイは異例の導入経過をたどった。

通常自衛隊の武器類は、ユーザーである防衛省・自衛隊が選定する。しかし導入

を決めた当時、20年先の安全保障環境を見通して策定する「陸上自衛隊長期防衛戦略」にオスプレイは挙げられていない。陸上自衛隊が、オスプレイの2倍以上の人員や物資を空輸できるCH47大型ヘリコプターを55機も保有していたからである。

にもかかわらず導入することになったのは、米軍がオスプレイの沖縄配備を進めた2012年当時、沖縄から上がった配備反対の声に対して、民主党政権の玄葉光一郎外相が「安全性を訴えるため自衛隊も保有すべきだ」と提案、森本敏防衛相が同調して調査費を計上、これを安倍政権が引継ぎ導入が決定された。沖縄の民意よりも米軍の意向を優先する政治判断であり、軍事の素人の政治家が軍事のプロである自衛隊の武器を選定したのである。

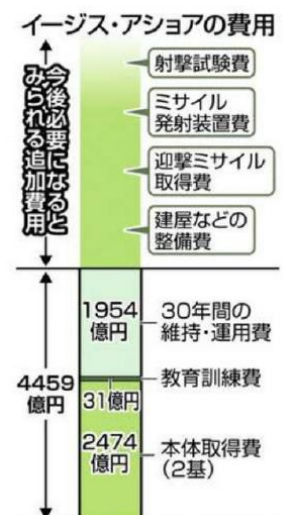
沖縄の海兵隊に配備されたオスプレイは24機。5年も経たないうちに墜落などで2機が失われ、乗員3人が亡くなっている。エンジンの不調による奄美大島などへの予防着陸なども目立つ。死者が出たり修理に20万ドル以上かかったりしたクラスAの事故率は3.24%で、海兵隊機全体の2.72%を上回る。これが防衛相が沖縄配備前に「安全」と太鼓判を押したオスプレイの現状である。

自衛隊のオスプレイは、2018年10月に最初の1機が佐賀空港に配備される予定だったが、地権者の漁協などの強い反対で配備の目途が立っておらず、2018年度に配備予定だった5機は、米国内に留め置かれたままとなっていた。(2019年12月に木更津市に5年の期限で暫定配備が決定)

オ イージス・アショア

日本政府は、2017年12月19日、「北朝鮮の核・ミサイル開発に対し、抜本的な向上を図る」として、陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」2基(2000億円)の導入を閣議決定した。

この閣議決定から明らかなおと、イージス・アショアは、



北朝鮮から飛来する弾道ミサイルの迎撃を目的とし、大気圏外を飛行する弾道ミサイルを破壊する性能を有するとされる。配備が予定されているのは、秋田市の新屋演習場、山口県萩市のむつみ演習場の2カ所である。この2カ所に配備するイージス・アショアで日本列島全体が防御できるというのが防衛省の説明だが、数多くの問題を抱えている。

まず高額な導入費である。当初防衛省は1機800億円を見込んでいたが、米国との調整の結果、想定を大幅に上回る1機1340億円に高騰。導入する2機の維持・運用費などを含めると4664億円にも上る。これには施設の整備費やミサイル購入費は含まれておらず、総額がさらに膨らむのは必至である。配備する迎撃ミサイル「SM3ブロックII A」の価格は未公表ながら、現在、イージス護衛艦に搭載している「SM3ブロックI」の1発30億円(防衛相は未公表)を上回るのは確実とされている。これをFMSで調達するのである。

この米国製のミサイル防衛システムをフルに導入しているのは、世界中で日本だけである。イージス・アショアは、米国・ハワイの米軍の実験施設に1基あるほか、ルーマニアとポーランドにも1基ずつ置かれているが、両国が購入したのではなく、米軍が配備したものである。つまり、米国以外でイージス・アショアを購入するのは日本が世界で最初の国ということになる。

他国がシステムとして導入しないのは、実際にミサイルをミサイルで撃ち落とせるか費用対効果が怪しいからである。そもそも迎撃には技術的な問題がある。イージス・アショアに搭載が予定されている、日米共同開発の新型迎撃ミサイル「SM3ブロックII A」の迎撃実験(2018年1月31日)は失敗に終わっている。また例えば北朝鮮について、防衛省は、「北朝鮮は、我が国を射程に収める弾道ミサイルを数百発保有しています」と明らかにしている(防衛省ウェブサイト「イージス・アショアについて」)。迎撃能力を超える弾道ミサイルを発射することを飽和攻撃と呼ぶところ、そうした研究を北朝鮮が続けていることは「2018年(平成29年)版防衛白

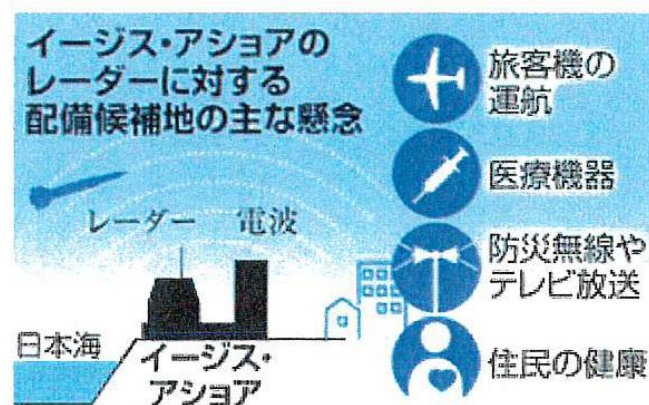
書」にも明記されている。そうした多数のミサイルを同時発射する「飽和攻撃」を仕掛けられた場合、すべて撃ち落とすのは「きわめて困難」（防衛相幹部）とされている。一定以上・一定以下の高度への対応も困難とされており、配備先決定から稼働するまでに最低でも5、6年かかるとされており、新たな弾道ミサイルが開発されたり、サイバー攻撃により機能しなくなる可能性も考えられる。

また弾道ミサイルという「矛」と迎撃システムという「盾」は文字通り「矛盾」する関係にあり、ひとたび導入すれば、無限の軍拡競争から抜け出せなくなる。

このように、そもそもの技術的な限界があるにもかかわらず、導入費・維持費は巨額であり、運用開始時期も不透明なものを、米国の言いなりで導入しようとしているのである。

そして政府は、北朝鮮がグアム島周辺へ弾道ミサイルを発射した場合、新安保法制に基づく「存立危機事態」と認定され、イージス・アショアが迎撃に使われる可能性があることを認めている。

またイージス・アショアが住民生活を脅かす点も深刻である。



イージス・アショアのレーダーに対する配備候補地の主な懸念

レーダーが発する電磁波を浴び続けると、がん、白血病、うつ病などを引き起こすおそれがあるとされており、小児の行動や発育に影響を与える可能性があると指摘されている。イージス・アショアのレーダーは北朝鮮がある方向の日本海に向けられる

が、レーダー周辺にも「サイドロープ」と呼ばれる漏れた電磁波が発生する。また北朝鮮は、日本列島を横断するかたちでミサイルの試射を繰り返しており、イージス・アショアがミサイルを追尾して日本海側、日本列島上空、太平洋側へとレーダーの方向を変えれば、太平洋側にレーダーを向けて住民に電磁波を浴びせる場面が出てくることが予想される。山口県阿武町は、町自体が、イージス・アショアと日本海の間位置し、住民は「レーダー波をもろに浴びるのではないかと強い不安を抱いている。発射する迎撃ミサイルの第一弾ロケットが町に落下する危険もある。阿武町は2018年7月、計画撤回を求める住民の嘆願書を防衛相に提出している。

イージス・アショアは、レーダー施設があるだけでなく、最大24発の迎撃ミサイルが詰まった発射機も置かれる。自衛隊のミサイルは例外なく移動式だったが、イージス・アショアは初めての固定式ミサイル基地となる。日本を攻撃しようとする相手があれば、固定したミサイル基地は格好の標的となることが明らかである。新屋演習場は秋田市街地に隣接しているので、秋田市の住民から「巻き込まれて攻撃対象になるのではないかと不安の声も出ている。その後、住民説明会での防衛省職員の態度や候補地選定時資料における山の高さの測定ミスなど様々な問題が噴出したことを契機に秋田県と秋田市は配備断念を求めている。

さらに強力な電磁波は飛行機の計器を狂わせるため、米軍がミサイル迎撃用に設置した青森県つがる市の車力分通信所、京都府の京丹後市にある経ヶ岬通信所のどちらも半径6キロメートル、高さ6キロメートルにわたって飛行制限区域が設けられ、2018年6月には京都府の消防本部による交通事故のけが人の緊急空輸が17分遅れる事態が実際に生じている。秋田市では、新屋演習場から東に8キロメートル地点に秋田赤十字病院がありドクターヘリを運用しているところ、イージス・アショアが障害となりかねない。

国民の生命を守るはずの武器類が、無駄というばかりでなく、住民の日常生活を脅かすのである。

3 増大する防衛関係費の犠牲になる国民生活

(1) はじめに

このような武器の「爆買い」とも言うべき異常な状況の裏で、国民の暮らしに必要な社会保障費の予算は削られ続けている。また日本は、OECD内で教育に関する公的支出の額が不名誉にも突出して低いままである。

「国民を守る武器」のはずが、「国民生活を犠牲にする武器」となっているのである。

(2) 安倍政権のもと削られ続ける社会保障費

1989年の導入以来、「消費税は社会保障のため」として2度にわたる増税を強行しながら、7年間（2013年～2019年）で、高齢化に伴う「自然増」の抑制も含め、4.3兆円もの社会保障費が削減されてきた。

年金給付額の伸びを物価と賃金の伸びより抑える「マクロ経済スライド」の仕組みにより、安倍政権が始まる前の2012年度から2016年度までの間に、高齢者1人あたりの年金給付費は、平均で年約14万円も減少している。これをさらに減らそうと目論まれている。

2019年度当初予算案に占める社会保障費を政府は6000億円と見込んでいたが、政府はこれを4800億円に抑え、1200億円削った。1200億円は、介護保険料の段階的引き上げや薬価などの市場価格水準への引き下げ、生活保護の段階的引き下げなどが含まれる。生活保護世帯は、2012年度に67万7433世帯であったのが、2016年度には87万7407世帯に増えている。アベノミクスで目指した「トリクルダウン」は起きず、大企業が過去最高の内部留保を記録し株式に投資できる富裕層がさらに裕福になる一方で、非正規雇用労働者になったりして多くの国民は実質賃金が下がり、年金も減額されてより貧しくなり、貧富の格差が拡大した。

問題の多いイージス・アショアの取得を断念すれば、1757億円全額が不要とな

り、削った社会保障費に充ててもまだ余り、さらに有効に活用することができる。

(3) OECD調査で教育に対する公的支出割合が最下位の日本

経済協力開発機構（OECD）が2018年9月に公表した調査結果によると、国内総生産（GDP）のうち、小学校から大学までの教育機関への公的支出の割合は、日本は2.9%で、比較できる34カ国中最下位であった。OECD加盟国の平均は4.2%、英国が同率、米国と韓国は4.1%であり、これらの国々と比較しても日本は圧倒的に低い。日本の子ども1人あたりの教育にかかる費用は、OECDの平均を上回っている。公的支出が少ない分、家庭の負担に頼るか奨学金を利用せざるを得ない状況にある。2017年度の日本学生支援機構の調査によると、学生の半数以上が何らかの奨学金を利用している。しかも奨学金は本来、返済の必要がない給付金のことを指していたが、現在利用者の9割を占める独立行政法人「日本学生支援機構」の奨学金は返済が義務づけられ、高い利息のついたローンとなっている。返済猶予は極めて限られた場合にしか認められず、滞納すれば厳しい取り立てを受け、ブラックリストに登録され、さまざまな経済的不利益を被ることになる。

政府は、高等教育の「無償化」を政策の目玉にするが、対象は低所得世帯の学生であり、またこれまで大学独自の減免措置を受けられていた学生が、「無償化」制度のために減免が認められなくなり負担が増える事例も生じている。

日本で、幼稚園（3年間）から高校までにかかる学費は、全て公立だった場合、約542万円、大学に進学した場合、入学金・在学費用を平均すると約716万円で、トータル約1258万円となる（文部科学省「子どもの学習費調査」＝2016年度、日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査」＝2018年度）。105機追加購入することになったF35戦闘機は、年度ごとに単価が違うが、2019年度防衛費では1機113億5000円である。1機の購入を断念すれば、902人の子どもたちの教育費が無償にでき、105機全部の購入をやめれば、実に9万4733人の子どもたちの教育費が無償にできるのである。

少子化が進んでいるにもかかわらず待機児童問題は未だ解決していない。認可保育所の建設には、1億円から2億円かかると言われていたところ、仮に1億円だとすると、F35を1機購入しなければ、113カ所の認可保育所をつくることができる。

(4) 新安保法制法のもと急増する武器の‘爆買い’が国民生活を犠牲にする

武器の有効性は、戦争が起こってみなければ証明できず、「戦争に備える必要がある」という「架空の話」をもとに貴重な税金を使い続けるものである。

それよりも、現実に存在する目の前の子どもたちの未来や、病気や貧困、被災で苦しむ人々の命や健康、くらしのために、公費を支出することこそが国民を守るということであり、有効な税金の使い方であることは言うまでもない。

新安保法制法のもと急増する防衛関係費のために、国民の命と健康、くらし、子どもたちの未来が犠牲にされているのである。

第6 広がる基地被害

1 はじめに

新安保法制法が成立した後、軍事費は増大し、アメリカからの軍備の爆買いや共同訓練により日米の一体化が進み続けている。これに伴う訓練で、基地周辺住民は、戦闘機の墜落、部品落下、さらには実弾飛散等により生命身体が侵害される危険にさらされている。実際に新安保法制法成立後、特に米軍基地のある沖縄県で、航空機の墜落事故、部品落下事故が相次ぎ、現実には基地周辺住民は、いつ事故に巻き込まれ、その生命が奪われるかわからない状態に置かれている。

2 相次ぐ部品落下事故、墜落事故、不時着・緊急着陸の危険性

(1) 相次ぐ部品落下事故、墜落事故、不時着、緊急着陸

表1

2017年1月からの1年間の普天間基地所属機の沖縄県内での事故をまとめたものが表1である。わずか1年間、そして普天間基地所属機に限ってもこれだけの部品落下事故、航空機の事故が起きている。沖縄以外でも、2018年2月には陸上自衛隊の二人乗りAH64D戦闘ヘリコプターが試験飛行中に、民家に墜落、炎上する重大事故も起きている。炎上した二階建て住宅には4人が暮らし、小学生の女儿が右膝を打つ軽い怪我をし、実際に被害が生じた。墜落現場から数十メートル離れた民家では、長さ30センチほどの金属製のヘリの部品

この1年間の普天間基地所属機の沖縄県内での事故(沖縄県まとめ)

2017年	
1月20日	AH1Z攻撃ヘリが伊計島に不時着
2月2日	CH53Eがランディングギア(着陸装置)の不具合
6月1日	CH53Eが久米島空港に緊急着陸
6月6日	MV22オスプレイが伊江島補助飛行場に緊急着陸
9月29日	MV22オスプレイが新石垣空港に緊急着陸
10月11日	CH53E大型輸送ヘリが東村高江の民間牧草地に不時着、炎上
12月13日	CH53E大型輸送ヘリが宜野湾市の小学校に悉粹落下
2018年	
1月6日	UH1Yヘリが伊計島の砂浜に不時着
1月8日	AH1Z攻撃ヘリが読谷村の廃棄物処分場に不時着
1月23日	AH1Z攻撃ヘリが油圧系統の異常で渡名喜村の村営ヘリポートに緊急着陸
2月9日	MV22オスプレイがエンジンの空気取り入れ口を落下。うるま市伊計島の大泊ビーチで発見される

(注:2017年12月7日の米軍機の部品落下が疑われる宜野湾市の保育園での事故は、県は原因判明までの飛行中止を米軍に要請しているが、現段階では集計に反映していない)

が屋根を貫通していたのも確認されている。一步間違えば、死者がでていてもなんらおかしくない事故であり、基地周辺住民、航空機ルート上の住民の生命身体の危険が極めて重大であることを示している。

また、2018年6月までの米軍機をめぐる主なトラブルをまとめたものが表2であり、やはり部品落下、緊急着陸、不時着が相次いでいることがわかる。2018年2月20日、燃料タンクは小川原湖に投棄されたが、当時、現場付近では漁船約10隻がシジミ漁に出ていた。また、2018年12月6日には米海兵のKC130空中給油機とFA18戦闘攻撃機が接触、墜落する事故も起きている。現場の海域周辺は、高級魚のキンメダイの漁場で、安芸漁協所属の漁船が2日前に操業もしていた。

米海軍・海兵隊が世界で運用する航空機・ヘリコプターの2017年会計年度（16年10月～17年9月）の10万飛行時間当たりの事故率が、5年前からほぼ倍増していたことも判明している。

米軍機だけでなく、自衛隊機でも3月6日の大型輸送ヘリコプターCH47から後部扉の落下や3月19日のP3C哨戒機1機の緊急着陸等、トラブルは相次いでいる。

更には、日本の航空自衛隊の次期主力戦闘機とされているF35について、2018年の米政府監査院(GAO)が966件の技術的問題を指摘しており、今後事故が減るばかりか増加するおそれすらある。実際に、F35はアメリカで墜落事故を起こしている。危険性は抽象的なものなどではない。F35以外にも2021年以降、航空自衛隊への配備が予定される米空軍の大型無人偵察機「グローバルホーク」が米本土とスペインで相次

表2

ことし国内で発生した米軍機をめぐる主なトラブル

1月6日	沖縄県うるま市	UH1多用途ヘリの不時着
8日	沖縄県読谷村	AH1攻撃ヘリの不時着
23日	沖縄県渡名喜村	AH1攻撃ヘリの不時着
2月9日	沖縄県うるま市	前日に飛行した輸送機オスプレイの落下部品が海岸に漂着
20日	青森県東北町	F16戦闘機のエンジン火災、燃料タンクを投棄
27日	沖縄・嘉手納基地	所属のF15戦闘機のアンテナが海上に落下。日本側への連絡は6日後
4月10日	東京都羽村市	C130輸送機で兵員の降下訓練中、パラシュートが中学校敷地内に落下
6月4日	鹿児島県奄美市	輸送機オスプレイ2機が緊急着陸
6月11日	那覇市沖	F15戦闘機が墜落

ぎ墜落していたことも判明している。

この点、2012年からの自衛隊機事故の主なものをまとめたものが、表3である。乗員死亡事故も含め、毎年のように墜落事故が起きており、基地周辺住民、飛行ルート上の住民がいつ事故にあってもおかしくない状況であることが一目瞭然である。

2019年2月20日にも山口県沖の日本海で、訓練飛行をしていた航

空自衛隊のF2戦闘機一機が墜落するという重大事故が起きている。

そして、このような墜落事故において看過できないのが、事故が起きてから、同様の飛行が再開されるまでの時間が極めて短い点である。（下記一覧2019年7月現在の状況）

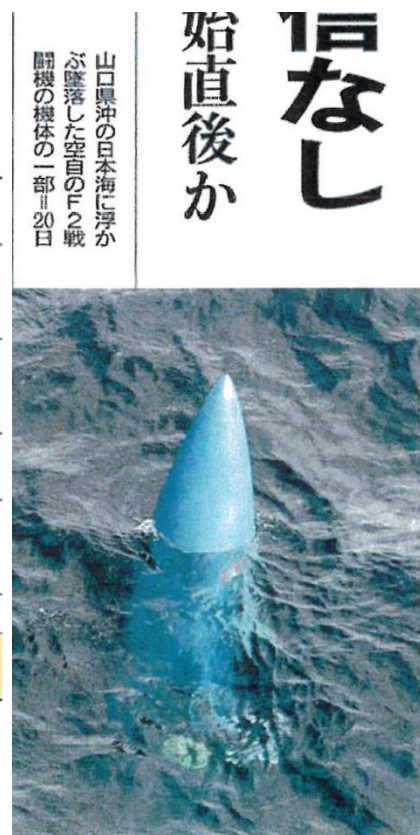
自衛隊や米軍の主な航空機事故と飛行再開時期

2017年1月	航空自衛隊のF15戦闘機が那覇空港で脱輪	4日後に飛行再開
8月	米軍普天間飛行場のオスプレイがオーストラリア沖で墜落	約2週間後に陸上自衛隊と米海兵隊の共同訓練に参加
10月	在日米海兵隊の大型輸送ヘリが訓練中に大破、炎上	約1週間後に飛行を再開
18年6月	米軍嘉手納基地のF15戦闘機が海上に墜落	2日後に飛行再開
9月	米海兵隊のステルス戦闘機F35Bが米国内で墜落	飛行を一時停止し部品交換後に順次再開
19年2月	空自のF2戦闘機が墜落	約2週間で飛行再開
4月	空自のF35A戦闘機が墜落	(近く飛行再開見込み)

また、米軍基地の早期警戒レーダー「Xバンドレーダー」がドクターヘリの運航要請に対し

・最近の主な自衛隊機事故	
2012年4月15日	青森県の陸奥湾で海上自衛隊ヘリが護衛艦に接触し墜落、機長が死亡
2015年2月12日	宮崎県えびの市の山中で海自ヘリが墜落、乗員3人死亡
2016年4月6日	鹿児島県鹿屋市の山中で航空自衛隊の飛行点検機が墜落、6人死亡
2017年5月16日	北海道北斗市の袴腰山付近で大破した陸上自衛隊のLR2連絡偵察機を発見。乗員4人死亡。
2017年8月17日	山口県岩国市の海自岩国航空基地で、海自のCH101多用途ヘリが横転。4人が病院に搬送。
2017年8月26日	青森県沖の日本海上で海自の4人乗り哨戒ヘリが墜落。3人が行方不明となり、うち2人の遺体が見つかった。
2017年10月17日	浜松市沖で空自の救難ヘリが墜落。3人死亡、1人行方不明。
2018年2月5日	佐賀県神埼市で陸自ヘリが墜落
2019年2月20日	山口県沖で空自のF2戦闘機が墜落

表3



ても停波しなかったため、救急搬送が遅れた事例も起きており、情報公開の観点からも米軍横田基地で燃料などの流出事故が134件起きていながら日本側には3件のみしか通報されていなかったことも明らかになっている。

(2) 欠陥機オスプレイの配備の強行

在日米軍横田基地、米海軍厚木基地、米軍所沢通信基地、自衛隊東富士演習場、航空自衛隊浜松基地等と、オスプレイが日本各地で離着陸、飛行訓練を始め、場所によっては事前通告さえもなかった。さらにオスプレイは、住宅のすぐそばでもホバリング（空中停止）をする等、危険な飛行も行われている。



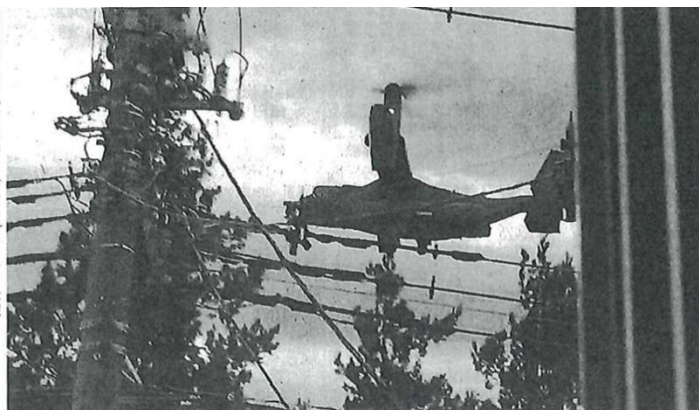
多くの海水浴客でにぎわう沖縄県読谷村の渡具知ビーチ上空を、米軍普天間飛行場所属のMV22オスプレイ2機が低空飛行する様子が確認されている。

CV22オスプレイについては、米空軍全体で算出した重大（クラスA）事故率が2018年上昇したこともわかっている。政府は「飛行時間が増えれば下がる」などと説明し配備を強行しているが、そのような事実はないことは明らかである。

さらには、オスプレイの機体に放射性物質の劣化ウランとトリチウムが使われていることも判明しており、オスプレイの危険性がより一層明らかとなっている。

このような問題のあるオスプレイについては、適切に国民に情報が公開される必要があることは言うまでもないが、むしろ

住宅のすぐそばでホバリングをしている米空軍特殊作戦機CV22オスプレイ。6月7日早朝6時ごろ、東京・横田基地（住民提供）



情報は隠蔽される方向へと進んでおり、オスプレイが米軍横田基地で離着陸する状況の目視調査結果について、防衛省は都と地元市町への日ごとの報告を1ヵ月分まとめ

て翌月に伝える形に変え、さらにはやめる方針とする等、オスプレイに関する情報公開が適切に行われなくなっている。

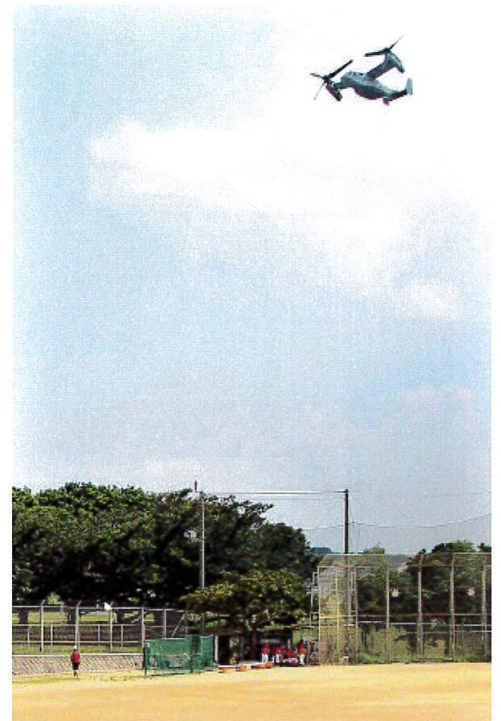
(3) 子どもの学習権侵害

航空機による事故は、事故の際に、住民の生命を奪う危険性を有しているのみならず、事故後も住民の生活に影響を与えている。上記の通り、これだけのトラブルが相次いでいけば、米軍機、自衛隊機を、基地周辺住民が見る度に、墜落、部品落下に恐怖し、不安を感じることは容易に想像できる。そして、米軍機は学校周辺も飛行するため、学校の子どもたちは米軍機が通るたびに避難を余儀なくされ、教育に多大な悪影響を及ぼしている。

2017年12月、米軍ヘリの窓枠落下事故が起きた普天間第二小学校では、1学期で455回、多い時には1日29回と、米軍機が近づく度に児童が校庭から避難することを余儀なくされた。しかも、このよう

な事態が起こっても、飛行を中止させることはできず、校庭に屋根付きの避難所を設置することで対処している。子どもの教育を考えれば、米軍機の学校周辺での飛行を中止する他ないが、そのようなことすらできていない状態である。

浦添市当山の私立浦西中学校のテニスコートにも米軍ヘリCH53大型輸送ヘリコプターのブレード（プロペラ部分）を保護するためのテープが落下する事故があり、同事故後、同校の生徒達は米軍機が通ると、



夏休み中に校庭で野球が行われている時でも、学校周辺上空を米軍輸送機オスプレイが飛ぶ様子がみられた＝沖縄県宜野湾市の市立普天間第二小学校で2018年7月26日午後3時28分、比嘉洋撮影



米軍ヘリが上空を飛行し、建物の下に急いで避難する部活動中の生徒たち＝5日午後4時55分、浦添市当山・浦西中学校（敷地外から田嶋正雄撮影）

避難を余儀なくされることとなった。

第7 戦争ができる国づくり

1 はじめに

集団的自衛権の容認のための新安保法制が成立したが、経済も「戦争のできる国」づくりに沿ったものに変えられてきている。

2 軍需産業の育成強化

2013年12月、国家安全保障戦略など矢継ぎ早に軍事産業の強化のための政策が打ち出された。

3 防衛整備庁の発足

2015年10月、防衛相の外局として軍事装備行政を専門的に扱うための防衛装備庁が発足した。この目的を政策担当者が解説した『防衛装備庁と装備政策の解説』（内外出版社）は次のように述べている。

「防衛装備庁は、自衛隊が能力を十二分に発揮すべき場面において、国力の一要素でもある工業生産力や科学技術力も同時に十二分に発揮できるようにすることを目標とすべきです。防衛装備庁は、単に防衛装備品の取得を適正で効果的・効率的に行うことのみならず、我が国や世界の経済や社会の在り方を踏まえた奥行きのある装備政策を打ち出す必要があります」

この解説は、防衛装備庁の必要性について、①技術的優越の確保、②国際化への対応、③調達改革の必要性、④生産・技術基盤の維持・強化の4点を挙げている。

④「生産・技術基盤」とは、自衛隊の活動などに必要な装備品を開発の段階から生産、運用、維持整備、改造、改修するための人的、物的、技術的基盤のことであり、それらは日本の軍事産業が担っている。防衛整備庁の任務は、「装備品等について、

その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする」（防衛省設置法 36 条）されているが、ここに、日本の軍事産業の育成・強化が位置づけられ、かつ、国際協力の名目で、軍事装備品の海外移転を行うことが明記されたという特徴がある。

4 武器輸出解禁と国際開発の推進

(1) 武器輸出解禁

2014年4月、武器輸出解禁の閣議決定がされたが、2015年9月に発表された「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」報告書では、移転する装備の維持・整備、教育については、移転を行う企業が相手国をサポートするのが基本であるが、企業で実施できない部分については「自衛隊による可能な範囲での協力について検討が必要」。／自衛隊の人員を恒常的に確保することは困難なため「外部機関への委託や自衛隊OBの活用を含めた幅広い検討が必要」。／その際の要因の地位や身分について「必要に応じ政府が移転先国政府と協議する必要」などとされている。

武器輸出は、輸出する武器を生産する軍事企業の利益になるばかりではない。今後、海外に輸出した武器の整備、適用について自衛隊員が行ったり、「外部機関」に委託することが実行・拡大されれば、当該国との軍事的な結びつきが、強化されることになる。

(2) 日本の軍事産業の育成・強化についてのジレンマ

他方で、米国の軍事戦略に基づいて「戦争できる」国づくりを目指すことと、日本の軍事産業を育成・強化する事との間には矛盾も生まれている。

2015年11月、日本防衛学会の研究大会で防衛装備庁の装備政策部長（当時）は次の発言をしてその危機を表明している。

『防衛予算はややふえているけれど、国内での生産額は急速に落ち込んでいる。と

いうのはオスプレイ，F35，イージス，F2D，グローバルホーク，これすべて米国製だ。防衛装備の調達が2兆円あるが，500億円から1000億円くらいだった海外依存が，それが去年くらいから5000億円くらいになった。つまり国内産業ペースでみると3割減だ。これはおそらく短期的な問題ではなく長期的なトレンドになってきている。』

(3) 武器見本市

2014年に安倍政権が「武器輸出三原則」を撤廃して以降，日本で武器見本市が繰り返し開催されるようになった。

2019年11月18日から20日まで，武器の見本市「DSEI JAPAN 2019」が，千葉市の幕張メッセで開かれ，日本企業や海外企業約150社（うち日本企業約50社）が出展した。英国・ロンドンで2年に1度開催される世界最大級の武器見本市で，英国外での開催は今回初である。西正典元防衛事務次官が実行委員長を務め，防衛装備庁が出展，防衛省，外務省，経済産業省が後援するなど，安倍政権の全面支援で行われている。三菱重工業や川崎重工業などの日本国内のメーカーも参加し，新型護衛艦をアピールするなどした。幕張メッセが武器見本市の会場となるのは，2017年と2019年6月に「MAST Asia」が開催されたのに続き3回目である。

同見本市の公式ガイドブックには，「近年の日本国憲法の一部改正に伴い，軍備拡大，自衛隊の海外派遣，日本の防衛産業のより積極的な海外展開が可能になったこともあり，日本で総合防衛展示会を開催する最適なタイミングだと捉えています」と記載されていた。

日本国憲法は一度も改正されることがなく，記載は誤りであるが，この間の政府の集団的自衛権



行使容認の憲法解釈の変更や、これに伴う新安保法制法の成立・施行などを念頭に置いたものであり、「戦争する国づくり」が「死の商人」に貴重なビジネスチャンスを与えていることを如実に示している。

同見本市の開催については、学者やジャーナリスト、多くの市民らが抗議した。

5 科学・技術の動員／軍学共同路線

2016年4月に閣議決定された第5期の「科学技術基本計画」は「国家安全保障上の諸課題に対し、関係府省・産学官連携の下、適切な国際的連携体制の構築も含め必要な技術の研究開発を推進する」「その際、海洋、宇宙空間、サイバー空間に関するリスクの対応、国際テロ・災害対策等技術が貢献しうる分野を含む、我が国の安全保障の確保に資する技術の研究開発を行う」とした。「国家安全保障上の諸課題に対し必要な研究開発を推進する」ことが明記されたのは初めてのことである。

この方針に基づいて防衛整備庁は、次の取組みを行っている。

- ①国内の研究機関との研究協力—国立研究法人等の研究機関や大学等との連携を深化させ、研究協力や技術情報の交換。
- ②他省庁の技術育成政策との連携—総合科学技術・イノベーション
- ③会議（CSIT、内閣府）が推進する科学奇術・イノベーション政策や他省庁の研究プログラムへの注視。特にCSITが取り組んでいる戦略的イノベーション創造プログラムの果の活用。

他方これらの推進は、軍学共同の推進として研究者の厳しい抵抗を受けている。

第8 おわりに

以上のとおり、新安保法制法後、国民に詳細が知らされないまま、日米の軍事一体化が加速度的に進み、事実上の集団的自衛権の行使や武器使用、武力行使に発展しかねない、新安保法制で可能となった米軍防護は、国民に詳細が知らされないまま増え

続け、新安保法制を踏まえた実戦的で充実した米軍との共同訓練が国内外で拡大している。

18大綱と中期防は、自衛隊と米軍とのさまざまなレベルでの一体化を深化させ、自衛隊が敵基地攻撃能力を有する武器を保有し、実質的に「専守防衛」を逸脱する内容となっている。不利益なFMS方式による米国製の高額な武器購入を中心に、日本の防衛関係費は膨張しており、国民生活をますます犠牲にしている。宮崎の新田原基地を含め全国の自衛隊基地の米軍基地化が進み、共同訓練の質・量の拡大も相まって、基地周辺の住民被害もますます広がっている。

こうして自衛隊は、米軍の補完部隊として世界中のどこにでも出ていき米軍を支援できる軍隊となりつつあり、新安保法制のもと、戦争や事故に巻き込まれるのではないかと原告らの大きな不安は、いよいよ具体的で現実的なものとなってきている。

原告らの平和的生存権や人格権、憲法改正決定権は、新安保法制法施行後、これに基づき日々積み重ねられている憲法違反の既成事実によって、日々著しく侵害され続けており、権利侵害はより明白かつ具体的なものとなっているのである。

以上